

令和6年度

業務関係標準積算基準

鳥取県県土整備部

業務関係標準積算基準の留意事項等について

この業務関係標準積算基準を適用するにあたっての留意事項等を以下に示す。

1. 留意事項

業務関係標準積算基準は、標準基準及び独自基準で構成される。

標準基準は、国等の基準であり、独自基準は、鳥取県独自で定めた基準である。

2. 標準基準

主な標準基準は、以下のとおり

- ・国土交通省設計業務等標準積算基準書 設計業務等標準積算基準書（参考資料） 令和6年度
発行：一般財団法人経済調査会
掲載：国土交通省ホームページ
- ・用地調査等業務費積算基準(R6.3.14 改正)
掲載：国土交通省中国地方整備局用地部ホームページ

標準基準を適用することを原則とするが、独自基準に規定する事項は標準基準に優先して適用する。

その他、公的機関が発行している積算基準を必要に応じて適用するものとする。

3. 特記事項

鳥取県業務関係標準積算基準を適用するにあたって、標準基準を以下のとおり読み替えるものとする。

標準基準記載事項	読替（鳥取県事項）	備考
測量成果電子納品要領	電子納品・情報共有システムガイドライン	
土木設計業務等の電子納品要領	電子納品・情報共有システムガイドライン	
共通仕様書	鳥取県共通仕様書	条項についても読替
用地調査等業務共通仕様書	鳥取県県土整備部用地調査等業務共通仕様書	
国土交通省直轄	鳥取県	
中国地方整備局の所掌する国の直轄事業（官庁営繕部、港湾局及び航空局の所掌に属するものを除く。	鳥取県	

国土交通省の定める設計業務等標準積算基準書（昭和46年3月5日付け建設省技調発第25号）及び設計業務等標準積算基準書（参考資料）（平成13年3月26日付け国官技第48号）	鳥取県業務関係標準積算基準	
国土交通省が公表する設計業務等標準積算基準書	鳥取県業務関係標準積算基準	
国土交通省の定める設計業務等標準積算基準書	鳥取県業務関係標準積算基準	

設計業務等標準積算基準書

[標準基準]

第1編 測量業務

第2編 地質調査業務

第3編 土木設計業務

第4編 調査、計画業務

[独自基準]

なし

用地調査等業務費積算基準

[標準基準]

第1から第15

[独自基準]

第3のうち、7 設計等における数値の扱い（2）端数処理等の方法 ト 業務価格の端数処理
は設計業務等標準積算基準書（参考資料）[独自基準]に準じる

設計業務等標準積算基準書（参考資料）

[標準基準]

第1編 総則

第2編 測量業務

第3編 地質調査業務

第4編 土木設計業務

第5編 調査、計画業務

[独自基準]

独自基準として適用するものを以下に規定

第1編 総則

第1章 総則

第2節 設計等における数値の扱い

2-1 設計単価等の扱い

設計に使用する価格は、原則として、予定価格算出時における市場価格とし、消費税抜きで積算するものとする。交通運賃等の内税で表示されている価格については、次式により求めた価格とする。

(設計に使用する価格) = (内税価格) ÷ (1 + 消費税率) なお、算出された価格に端数が生じる場合は、1 円単位(1 円未満切捨て)とする。設計価格は、標準歩掛による単価、市場単価、特別調査による単価、見積もり等をもとに、実勢の価格を反映するものとする。

2-2 端数処理等の方法

(3) 物価資料を用いる単価

単価の決定は、物価資料に掲載されている実勢価格を決定額とする。また、建設物価掲載価格を優先とし、建設物価に記載がない場合は、積算資料掲載価格とする。なお、適用時期は毎月とする。

(10) 業務価格

業務価格は、1,000 円単位とする。1,000 円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整(1,000 円単位で切捨て)するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。

第2章 積算基準

第1節 積算基準

1-3 旅費交通費

宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算にあたっては、1-3-1を原則適用し、宿泊、滞在を伴う業務の場合は、1-3-2を原則適用する。ただし、現地条件等により、1-3-1、1-3-2によりかたい場合は、1-3-3を適用する。

1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算

(2) 旅費交通費の扱い

5) 宿泊料・日当(日額・円)

宿泊料		日当
宿泊7日未満	宿泊7日以上	
7,454	4,609	1,000

(注)表中の金額については税抜き価格を記載している。